

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第29回)議事要旨

1 日 時：平成20年8月1日（金） 14時から17時まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）中島部会長、末松委員、中嶋委員、野田委員  
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- （2）その他

5 会議経過

（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（3）次回の部会は、平成20年8月11日（月）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第30回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月5日（火） 14時から16時50分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）藤井部会長、吉椿委員、北原委員、片野委員  
（九州管区行政評価局）小園事務室長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、3件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
また、厚生年金保険の2件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年8月12日（火）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第15回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月5日（火） 14時30分から17時10分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）市丸部会長、大久保委員、野上委員、淵上委員  
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題
  - （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
  - （2）口頭意見陳述
  - （3）その他
- 5 会議経過
  - （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
      今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - （2）申立人の口頭意見陳述を実施した。
  - （3）次回の部会は、平成20年8月12日（火）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会（第15回）議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月6日（水） 10時から12時20分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局第一調査室（福岡合同庁舎屋上）
- 3 出席者  
（委員会）牟田部会長、石立委員、上村委員  
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあつせん案3件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はないと判断した。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあつせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年8月19日（火）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第30回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月7日(木) 14時30分から16時15分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
(委員会)津田部会長、板井委員、武部委員、岡崎委員  
(九州管区行政評価局)小園事務室長ほか
- 4 主な議題
  - (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
  - (2) 口頭意見陳述
  - (3) その他
- 5 会議経過
  - (1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はないと判断した。  
また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - (2) 申立人の口頭意見陳述を実施した。
  - (3) 次回の部会は、平成20年8月21日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第30回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月7日(木) 13時30分から17時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
(委員会) 山出部会長、田中委員、堀江委員、米村委員  
(九州管区行政評価局) 土屋第四部会事務班長ほか
- 4 主な議題  
(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
(2) その他
- 5 会議経過  
(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案5件を決定した。  
また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、4件について記録を訂正する必要はないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
(3) 次回の部会は、平成20年8月12日(火)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第15回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月8日（金） 15時から16時30分まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎8階)
- 3 出席者  
(委員会) 山本部会長、尾畠委員、田村委員  
(九州管区行政評価局) 山下事務室次長ほか
- 4 主な議題
  - (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
  - (2) 口頭意見陳述
  - (3) その他
- 5 会議経過
  - (1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、3件について記録を訂正する必要はないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - (2) 申立人の口頭意見陳述を実施した。
  - (3) 次回の部会は、平成20年8月21日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第30回)議事要旨

1 日 時：平成20年8月11日（月） 14時から17時10分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）中島部会長、末松委員、中嶋委員、野田委員  
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- （2）その他

5 会議経過

（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、3件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（3）次回の部会は、平成20年8月19日（火）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕



## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第31回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月12日（火） 14時から17時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）藤井部会長、吉椿委員、北原委員、片野委員  
（九州管区行政評価局）小園事務室長ほか
- 4 主な議題
  - （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
  - （2）その他
- 5 会議経過
  - （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
  - （2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
      今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - （3）次回の部会は、平成20年8月19日（火）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第31回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月12日（火）13時30分から17時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）山出部会長、田中委員、堀江委員、米村委員  
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定した。  
また、厚生年金保険の1件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。  
今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年8月22日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第16回)議事要旨

1 日 時：平成20年8月12日（火） 13時30分から16時30分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）市丸部会長、大久保委員、野上委員、淵上委員

（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか

4 主な議題

（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

（2）口頭意見陳述

（3）その他

5 会議経過

（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金の5件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（2）申立人の口頭意見陳述を実施した。

（3）次回の部会は、平成20年8月21日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第32回)議事要旨

1 日 時：平成20年8月19日（火） 14時から16時50分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）藤井部会長、吉椿委員、北原委員、片野委員

（九州管区行政評価局）中村第二部会事務班長ほか

4 主な議題

（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

（2）口頭意見陳述

（3）その他

5 会議経過

（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案6件を決定するとともに、1件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（2）申立人の口頭意見陳述を実施した。

（3）次回の部会は、平成20年8月29日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第31回)議事要旨

1 日 時：平成20年8月19日（火） 14時から16時まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）中島部会長、末松委員、中嶋委員、野田委員  
（九州管区行政評価局）芝尾第三部会事務班長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- （2）その他

5 会議経過

（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案5件を決定するとともに、4件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

また、厚生年金保険の2件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（3）次回の部会は、平成20年8月29日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会（第16回）議事要旨

1 日 時：平成20年8月19日（火） 14時から16時まで

2 場 所：九州管区行政評価局会議室（福岡合同庁舎8階）

3 出席者

（委員会）牟田部会長、石立委員、上村委員

（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか

4 主な議題

（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

（2）その他

5 会議経過

（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

（2）部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあつせん案1件を決定するとともに、2件について記録を訂正する必要はないと判断した。

      今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあつせん案等の審議を継続することとされた。

（3）次の部会は、平成20年8月27日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第15回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月20日（水） 14時から17時まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室（福岡合同庁舎8階）
- 3 出席者  
（委員会）高橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員  
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題
  - （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
  - （2）口頭意見陳述
  - （3）その他
- 5 会議経過
  - （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、5件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - （2）申立人の口頭意見陳述を実施した。
  - （3）今回の部会は、平成20年8月27日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第31回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月21日(木) 14時20分から16時15分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
(委員会)津田部会長、板井委員、武部委員、岡崎委員  
(九州管区行政評価局)塩田第一部会事務班長ほか
- 4 主な議題
  - (1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
  - (2) 口頭意見陳述
  - (3) その他
- 5 会議経過
  - (1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、3件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - (2) 申立人の口頭意見陳述を実施した。
  - (3) 次回の部会は、平成20年8月28日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕



## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第17回)議事要旨

1 日 時：平成20年8月21日（木） 13時30分から17時まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）市丸部会長、大久保委員、野上委員、淵上委員

（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか

4 主な議題

（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

（2）口頭意見陳述

（3）その他

5 会議経過

（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、2件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（2）申立人の口頭意見陳述を実施した。

（3）次回の部会は、平成20年8月28日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第16回)議事要旨

1 日 時：平成20年8月21日（木） 15時から16時まで

2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎8階)

3 出席者

(委員会) 山本部長、尾島委員、田村委員

(九州管区行政評価局) 山下事務室次長ほか

4 主な議題

(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

(2) 部会として、厚生年金保険の4件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成20年8月29日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第32回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月22日（金）13時30分から17時まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）山出部会長、田中委員、堀江委員、米村委員  
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに3件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定した。  
今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）今回の部会は、平成20年8月27日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第33回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月27日（水） 13時30分から17時15分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）山出部会長、田中委員、堀江委員、米村委員  
（九州管区行政評価局）土屋第四部会事務班長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金の2件について、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
また、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、1件について記録を訂正する必要はないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年9月11日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第16回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月27日（水） 14時から17時まで
- 2 場 所：福岡合同庁舎共用第8会議室（福岡合同庁舎8階）
- 3 出席者  
（委員会）高橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員  
（九州管区行政評価局）米倉第六部会事務班長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
部会として、国民年金の5件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（2）次回の部会は、平成20年8月29日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第七部会（第17回）議事要旨

1 日 時：平成20年8月27日（水） 14時から16時20分まで

2 場 所：九州管区行政評価局会議室（福岡合同庁舎8階）

3 出席者

（委員会）牟田部会長、石立委員

（九州管区行政評価局）立花第七部会事務班長ほか

4 主な議題

（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

（2）その他

5 会議経過

（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

（2）部会として、厚生年金保険の3件について資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。

          今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（3）次回の部会は、平成20年9月3日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第32回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月28日(木) 14時から16時30分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
(委員会) 津田部会長、板井委員、岡崎委員  
(九州管区行政評価局) 小園事務室長ほか
- 4 主な議題  
(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
(2) その他
- 5 会議経過  
(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、6件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
      次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
(3) 次回の部会は、平成20年9月4日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第五部会(第18回)議事要旨

1 日 時：平成20年8月28日（木） 13時30分から17時30分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）市丸部会長、大久保委員、野上委員、淵上委員

（九州管区行政評価局）中野第五部会事務班長ほか

4 主な議題

（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

（2）口頭意見陳述

（3）その他

5 会議経過

（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金の4件について国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（2）申立人の口頭意見陳述を実施した。

（3）次回の部会は、平成20年9月3日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕



## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第33回)議事要旨

1 日 時：平成20年8月29日（金） 14時から17時まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）藤井部会長、吉椿委員、北原委員、片野委員  
（九州管区行政評価局）小園事務室長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- （2）口頭意見陳述
- （3）その他

5 会議経過

- （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、3件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

- （2）申立人の口頭意見陳述を実施した。

- （3）次回の部会は、平成20年9月2日（火）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第32回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月29日（金） 14時30分から17時30分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）中島部会長、末松委員、中嶋委員、野田委員  
（九州管区行政評価局）落合事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、3件について保険料の納付記録を訂正する必要はないと判断した。  
また、厚生年金保険の2件について、資格喪失日等の記録を訂正する必要はないと判断した。  
今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年9月5日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第六部会(第17回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月29日（金） 14時から17時20分まで
- 2 場 所：福岡合同庁舎共用第8会議室（福岡合同庁舎8階）
- 3 出席者  
（委員会）高橋部会長、半田部会長代理、新庄委員、小島委員  
（九州管区行政評価局）山下事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（2）次回の部会は、平成20年9月3日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第八部会(第17回)議事要旨

- 1 日 時：平成20年8月29日（金） 15時から16時まで
- 2 場 所：九州管区行政評価局会議室(福岡合同庁舎8階)
- 3 出席者  
(委員会) 山本部会長、尾畠委員、田村委員  
(九州管区行政評価局) 山下事務室次長ほか
- 4 主な議題  
(1) 福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
(2) その他
- 5 会議経過  
(1) 福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
(2) 部会として、厚生年金保険の資格喪失日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、5件について記録を訂正する必要はないと判断した。  
      今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
(3) 次回の部会は、平成20年9月5日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕